

《史料》

国立公文書館内閣文庫蔵『耶蘇宗門制禁大全』解題・翻刻 (1)

村田 彰

Historical Material “Yaso Shumon Seikin Taizen”

AKIRA MURATA

キーワード

島原の乱 (Shimabara Rebellion), キリシタン (Christian), 徳川時代 (Tokugawa-Era)

徳川幕府の特異な法制政策の中に、キリシタン (吉利支丹切支丹) の禁制 (制禁) がある。キリシタンの禁令はすでに豊臣秀吉の時代に行なわれていたが、ここに掲出する『耶蘇宗門制禁大全』をみると、その巻一「宗門制禁由来」中に「後陽成院御宇文祿四乙未ノ年〔1595年〕関白秀吉公吉利支丹御制禁ニ候得トモ厳重ニハ是ナシ」とあるように、秀吉の禁圧政策は徹底したものではなかったようである¹⁾。禁令として厳格に実施したのは、徳川時代においてである²⁾。徳川幕府は、「排吉利支丹文」とか「伴天連追放之文」と呼ばれるキリシタン禁令を慶長18 (1614) 年に出している。その漢文を延書にしたもののうちの一部を次に掲げる³⁾。

日本は神国、仏国にして神を尊び仏を敬ひ、仁義の道を専らにし、善悪の法を匡す。過犯の輩あれば、その軽重に随ひ、墨剃刑宮大辟の五刑に行ふ。礼に云く、「喪多くして服五、罪多くして刑五」。罪の疑ひあれば、すなはち神を以て証書をなす。罪罰の条目を定め、犯、不犯の区別、纖毫も差はず。五逆十悪の罪人は、これ仏神、三宝、人天大衆の棄捐するところなり。積悪の余殃、逃れ難し。或ひは斬罪、或ひは炮烙、罪を獲ることかくの如し。勸善懲悪の道なり。悪を制せんと欲すれど悪積み易し。善に進まんと欲す

れど、善保ち難し。あに炳誠を加へざらんや。現世なほかくの如し。後生冥道閻老の呵責、三世の諸仏も救い難し。歴代の列祖を祭らず、畏るべし畏るべし。

かの伴天連の徒党、みな件の政令に反し、神道を嫌疑し、正法を誹謗し、義を残さず、善を損なふ。刑人あるを見れば、すなはち欣び、すなはち奔り、自ら拝し自ら礼す。これを以て宗の本懐となす。邪法にあらずして何ぞや。実に神敵仏敵なり。急ぎ禁ぜざれば後生必ず国家の憂ひあらん。ことに号令を司る。これを制せずば、かへつて天譴を蒙らん。日本国のうち寸土尺地、手足を措くところなく、速かにこれを掃蕩せん。強ひて命に違ふ者あれば、これを刑罰すべし。いま幸ひに天の勅命を受け、日域に主り、国柄を乗ること、ここに年あり。外五常の至徳を顕はし、内一大の蔵教に帰す。この故に国豊かに民安んず。経に曰く、「現世安穩、後生善処」。孔夫子また曰く、「身体髮膚、父母に受く。あへて毀傷せざるは孝の始めなり」。その身を全うするは、すなはちこれ神を敬ふなり。早くかの邪法を斥け、いよいよわが正法昌んならん。世すでに澆季に及ぶといへども、ますます神道仏法紹隆の善政なり。一天四海、よろしく承知すべし。あへて違失するなかれ。

この禁令に違反した「刑罰」の内容は、パテレンの国外追放はもとより、次第に過酷の度を強めるようになる。たとえば、徳川家光が三代将軍に就任した元和9（1623）年、江戸で2人のパテレン（イエズス会のエロニモ・デ・アンゼリス〔Jerome de Angelis. 1568-1623〕と聖フランシスコ会のフランシスコ・ガルベス〔Francisco Galves. 1577-1623〕が市中引き廻しの後火刑に処せられ、他の50人が火刑にされ、その妻子は皆監禁された⁴⁾。三代将軍の時代において、迫害は全国的になり、死刑の数に加えて火刑が著しく多くなり、峻烈になったとされる⁵⁾。特に寛永14（1637）年において島原・天草で起こったキリシタンの一揆ないしは乱といわれている騒動では、4万人近い者が死んでいる。このようなことは、徳川時代を通じて他に例をみないし、歴史上においても空前絶後であろう。

つぎに、正徳元（1711）年5月に出された高札を紹介する⁶⁾。

定

きり志たん宗門ハ累年御制禁たり自然不審成ものこれ有らハ申出へし御ほうひとして

はてれん之訴人 銀五百枚

いるまん之訴人 銀三百枚

立かへり者之訴人 同断

同宿并宗門之訴人 銀百枚

右之通下さるへしたとひ同宿宗門之内たりといふ共申出る品により銀五百枚下さるへし隠し置他所よりあらはるゝにおゐてハ其所之名主并五人組迄一類共に可被行罪科者也

正徳元年五月 日 奉 行

このような高札を建てたのは、キリシタンの禁令を徹底するためであった。徳川時代におけるキリシタン探索の手段として、この懸賞訴人の高札の他にも、五人組連座制や踏絵等が用いられた。五人組連座制の場合、五人組の範囲内で相互に監視扶助する義務があり、連帯して責任を負わなければならない。連座する者はキリ

シタンであるか否かを問わずに罪人と同罪となる。たとえば、前述した事件の直後、同じく江戸において、「三十七人の人々が、殺された。この中には、子供が十六人ゐた。その中ある者は火炙り、ある者は磔刑、又ある者は、ずたゝに膾切にされた。二十四人はキリシタンで、十三人は異教徒であつた。皆、家にキリシタンをかくまつたとか、連帯責任で、同じ判決の巻添へを食つたものであつた⁷⁾」、とされる。このようにして、キリシタンと認定された者、キリシタンを匿った者、その家族にたいしても刑罰が行なわれた。それが徳川幕府の治政下でつづけられた。

以下に掲出する史料は、表題が『耶蘇宗門制禁大全』（国立公文書館内閣文庫所蔵）となっている⁸⁾。幕府側の手による記録である。写本であるためか、校訂が多くなされている。また、「熹貞」の名による挿入文も存在する。本史料の構成をみると、全12巻から成り、第1巻が「宗門制禁来由」であり、第2巻から第12巻までがいわゆる「島原の乱」についてである。本史料では、この事件は、第2巻の冒頭に「嶋原切支丹一揆起之事」とあるように、キリシタン宗門が起した「一揆」として捉えられている。

本史料をみると、『征伐記』がしばしば引用されている。姉崎正治『切支丹伝道の興廃』によれば、『耶蘇征伐記』は、「正保〔1644~1648〕頃、島原乱後、江戸で出来たものらしい⁹⁾」とされ、「議論や叙景文なしに史料集録として出来たもので、頗る史実を捕ふべきものがある¹⁰⁾」、と肯定的に評価されている。また、訛伝としてあげられている点についても、「筆者の態度は頗る冷静に客観的であるから、此等の訛伝も、何か基くところはあつたのであらう¹¹⁾」、と推測されている。そして、『耶蘇征伐記』に「少しづゝ増補したもの¹²⁾」が『耶蘇制禁大全』および『耶蘇征罰記』などであるとされる。いずれにせよ、『耶蘇宗門制禁大全』が世に出たのは『耶蘇征伐記』が出た後である、ということは明らかである。

「島原の乱¹³⁾」についてはこれまでにいくつ

もの研究書が出されているが、いずれも貴重な史料¹⁴⁾に依拠している。しかし、『耶蘇宗門制禁大全』は、その内容がこれまで十分に紹介されていないようである。そこで、「島原の乱」研究に資するために、『耶蘇宗門制禁大全』の全文を紹介することとした。

なお、本文は原則として校訂したものに依り、本文中の割注は()の中に入れていますが、特に校訂であることを示す場合にはルビを振り、誤りと思われる箇所はルビを振って〔 〕の中に入れて示している。また、旧漢字は現代語に改めている。

- 1) 豊臣秀吉の「キリシタン禁制」(天正15〔1587〕年6月19日)については、海老沢有道「切支丹禁因の再吟味——天正禁令について」同『切支丹史の研究』94頁以下(新人物往来社、増訂版、1971年)をも参照。なお、キリシタン関係の法令類の多くは、清水絃一・清水有子編『キリシタン関係法制資料』(蒼穹出版、2002年)に収録されているので、同書によっても知ることができる。
- 2) なお、朝廷と「キリシタン禁制」については、村井早苗『幕末制成立とキリシタン禁制』187頁以下(文献出版、1987年)、同『天皇とキリシタン禁制——「キリシタンの世紀」における権力闘争の構図』(雄山閣出版、2000年)が検討している。
- 3) 海老沢有道校注「排吉利支丹文」海老沢有道ほか校注『キリシタン書・排耶書』日本思想大系25420-421頁(岩波書店、1970年)。南禅寺金地院の崇伝の作とされる「排吉利支丹文」の原文(漢文)は、同『キリシタン書・排耶書』490-492頁に掲載されている。なお、姉崎正治氏は、後掲注(5)『切支丹伝道の興廢』の中で、「慈悲忍辱を標榜する仏僧が極刑厳罰を主張して行はしめるに至った」(457頁)、と述べている。
- 4) レオン・パジェス(クリセル神父校閲・吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』(中)288頁以下(岩波書店、1938年)、姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』5頁以下(同文館、1925年)、姉崎正治・山本信次郎監修 ヴィリヨン『日本聖人鮮血遺書』333頁以下(日本カトリック刊行会、1926年)参照。
- 5) 姉崎正治『切支丹伝道の興廢』573頁(同文館、1930年)。
- 6) 司法省版(菊池駿助編纂)『徳川禁令考後聚第一帙』180-181頁(吉川弘文館、1931年)。
- 7) パジェス・前掲注(4)『日本切支丹宗門史』(中)296頁。姉崎・前掲注(5)『切支丹伝道の興廢』583頁、
- ヴィリヨン・前掲(4)『日本聖人鮮血遺書』346頁をも参照。
- 8) 全3冊から成り、内題は『耶蘇宗門制禁大全』となっているが、外題は、耶蘇と制禁との間に宗門の小文字が挿入されて『耶蘇宗門制禁大全』となっている上、その後、「天」(第1冊)、「地」(第2冊)、「人」(第3冊)の1文字が書かれている。なお、奥書はみあたらない。
- 9) 姉崎・前掲注(5)『切支丹伝道の興廢』809頁。
- 10) 姉崎・前掲注(5)『切支丹伝道の興廢』810頁。
- 11) 姉崎・前掲注(5)『切支丹伝道の興廢』811頁。
- 12) 姉崎・前掲注(5)『切支丹伝道の興廢』813頁。同頁によれば、本史料および『耶蘇征罰記』などに続くのは、『島原記録』(貞享2〔1685〕年、江戸遠山信春輯)、『耶蘇天誅記』(宝暦頃1750-1760年、伊勢村井昌弘輯)、『原城記事』(弘化3〔1846〕年、肥前川北温山輯)などとされる。なお、こうした原史料を用いて「島原の乱」を検討した貴重な文献として、既に尾池義雄『切支丹宗門戦の研究』(昭文堂、1926年)がある。
- 13) 「島原の乱」という呼称の妥当性を検討する最近の著作として、たとえば大橋幸泰『検証島原天草一揆』(吉川弘文館、2008年)がある。問題は、この事件における「宗教戦争」および「農民一揆」という相異なる側面をどのようにして実態的に統一して捉えるかであろう。
- 14) 「島原の乱」に関する原史料を翻刻したものとしては、比屋根安定編『吉利支丹文庫』(第1～第4輯)(警醒社書店、1926-1927年)、林銑吉編『島原半島史』(中巻)(国書刊行会、1979年一初版は長崎県南高来郡市教育会、1954年)、鶴田倉造編『原史料で綴る天草島原の乱』(熊本県本渡市、1994年)などがある。また、原城の発掘調査が1992年からはじまり、長崎県南有馬町監修・石井進・服部英雄編『原城発掘——西海の王土から殉教の舞台へ』(新人物往来社、2000年)によれば、十字架、メダイ、ロザリオの珠といったキリシタン関係遺物の他には、中国製の陶磁器類が多く出土しているとのことである。

耶蘇宗門制禁大全卷第総目録

卷之一

一 宗門制禁来由

卷之二

一 嶋原切支丹一揆起之事

一 益田四郎時貞之事

一 大矢野松右衛門千束善左衛門大江源右衛門

- 山善左衛門森宗意之事
- 一 嶋原領南有馬村庄屋治右衛門弟角藏北有馬村三吉之事
- 一 松倉家士代官林兵左衛門被打殺事
- 一 嶋原町人共松倉方之為味方事
- 一 深江村取合附於嶋原城下一揆等敗散之事
- 一 嶋原城取合附木村弥平次甲斐半之助田中藤兵衛門之事
- 一 從隣国依無加勢一揆等倍蜂起之事
- 一 從肥後国熊本城主細川忠利為援兵千嶋原城申遣之事
- 一 三江村之兵糧運入ル事附取合之事
- 一 山田守山野井愛津村之代官牧田長兵衛新井甚左衛門働之事

卷之三

- 一 肥後国天草一揆与嶋原一揆成合事
- 一 寺沢兵庫頭高忠家士富岡上代三宅藤兵衛嶋中取鎮一揆事
- 一 嶋原之一揆等頼益田四郎於大將事
- 一 嶋子本戸取合之事
- 一 一揆等富岡兩度城責之事
- 一 富岡城中持口人数之事

卷之四

- 一 切支丹蜂起註進之事
- 一 松倉勝家家頼註進之事
- 一 十一月九日從大坂註進附阿部備中守正次才智之事
- 一 板倉内膳正重昌一揆討手之為上使御暇附石谷十藏貞清御暇被下事
- 一 重而從西国依註進一揆為退治諸將被下御暇事
- 一 板倉父子石谷等到着大坂同出船之事

卷之五

- 一 重而為上使松平伊豆守信綱戸田左門氏鉄西国下向之事
- 一 松倉氏西国下向之事
- 一 千本木村^{カワラノヒラ}瓦平村一揆等退散之事
- 一 嶋原一揆与天草一揆評議附楯篁原古城事
- 一 一揆等諸勢指物役人之事
- 一 同人数配之事
- 一 上使御目付發西国衆原城發向之事

- 一 上使以下押寄居城合戰之事
 - 一 山田右衛門作矢文之事
 - 一 寄手方ヨリ矢文之事
 - 一 城中ヨリ矢文之事
- 卷之六
- 一 諸將評議附有馬立花所望先手事
 - 一 立花左近將監忠茂拔驅働之事
 - 一 嶋原表風聞之事
 - 一 板倉重昌諸手面々エ申渡趣附触流之事
 - 一 惣攻之事附板倉重昌出立之事
 - 一 板倉重昌自身働合戰附隕命事
 - 一 板倉主水重矩再往合戰之事
 - 一 重昌遺書附死骸取置之事
 - 一 石谷貞清板倉重矩板倉周防守重宗エ文通之事

卷之七

- 一 松平信綱戸田氏鉄到着嶋原表事
- 一 信綱氏鉄諸陣エ提書附出之事
- 一 細川寺次等有馬エ着陣附松倉陣替之事
- 一 上意之次第井上筑後守伝之事
- 一 入律面々之事
- 一 正月廿三日ニ被仰渡次第之事附諸將參陣事
- 一 戸田氏鉄申渡條々之事
- 一 原城略図附諸將陣場之事

卷之八

- 一 一揆等ヨリ夜討合戰之事
- 一 諸陣エ触流之事
- 一 立花宗茂依良智從一揆等之夜討ヲ察スル武功之事
- 一 寅二月廿七日惣攻之事
- 一 榊原左衛門佐職信拔驅三丸一番乘リ弓勢働之事
- 一 黒田右衛門佐一番乘用意附家老黒田美作望采拜事
- 一 寛永十五寅二月廿八日原城落城附黒田家老目黒田美作父子本丸一番乘働之事
- 一 板倉主水重矩自身働之事
- 一 水野勝成板倉重矩ニ刀ヲ与フ事

卷之九

- 一 原城落居以後御仕置之事
- 一 松倉長門守勝家生害之事

- 一 松倉家人野村治右衛門忠節附従上使御目付
賜感状事
- 一 松倉家人於戰場働有之族他家エ被召抱事
- 一 細川父子之家臣加恩之事
- 一 寺沢兵庫頭閉門之事
- 一 鍋嶋榊原等閉門之事
- 一 松倉家人内藤瀬兵衛忠節之事
- 一 従大坂肥前国嶋原迄船飛脚継路之事
- 一 嶋原町道矩之事
- 一 嶋原表人数之事
- 一 切支丹ニ立婦村々箆数並人数之事
- 一 嶋原城内鉄炮員数之事
- 一 嶋原城内外明地之事
- 一 従益田四郎上総村寿庵エ遣ス状之事
卷之十
- 一 才助金作甚吉三人為鋸挽事
- 一 山田右衛門作就御尋申上事
- 一 肥後国守宇土ニテ召捕エ候者共口書之事
- 一 四郎母申口之事
- 一 小左衛門申口之事
- 一 嶋原表ニテ狂歌之事
卷之十一
- 一 諸將旗差物之事
- 一 寄手持口間割之事
- 一 原城責陣立法度書之事
- 一 松倉家老トモ註進之事
- 一 松倉家老トモ書出之事
- 一 嶋原一揆勃発之時討死手負之事
- 一 本戸合戦寺沢家中討死手負之事
- 一 富岡籠城合戦之時討死手負之事
- 一 寅十二月廿日寄手討死手負之事
- 一 益田四郎時貞歳且之詩附難洪之事
- 一 寛永十五寅正月元日討死手負之事
卷之十二
- 一 夜討合戦寄手討死手負之事
- 一 諸將エ討取首数生捕之事
- 一 寅二月廿七廿八日寄手討死手負之事
- 一 松倉家由緒譜略
- 一 寺沢家由緒譜略
- 一 板倉家由緒立身繁榮之事
以上総目録之終全部十二卷

耶蘇宗門制禁大全卷第一

宗門制禁来由

- 一 吉利支丹宗門ハ南蛮西洋国ノ邪法ニテ所ノ
名ヲ吉利支丹ト云宗門ヲ耶蘇ト云シト也我
朝エ来事遠クハ後白川院保元平治ノ頃彼ノ
徒黒船ニ乗り来ル其頃ハ勃魯々宗ト云シト
カヤ日本ノ俗ヲ勸メケレトモ帰依スル者ナ
シ故ニ退散セシト也其後人皇百六代後奈良
院御宇天文廿年ノ秋耶蘇宗来朝シテ京都ニ
一寺ヲ建立シ本尊ヲ天帝丸ト号シ珠数ヲ建
達ト云土圭ヲ以テ昼夜ノ時刻ヲ知セケレハ
世俗皆奇妙也ト感ス或ハ鏡ヲ人ニ見セケレ
ハ鬼形ニ見エルモ有畜生ノ形ニ見ユルモア
リ仏ト見ユルアリ様々ニ形ヲ見セ愚蒙ノ人
民ヲマトハシ邪法ヲ説テ誑カシケレトモ此
時モ傾ク者ナシ故ニ彼寺断絶ト也今其跡ヲ
天帝町ト云テ一條ノ辺ニ有ト也
- 一 其後豊前豊後筑前筑後肥前肥後六ヶ国ノ主
大友左衛門督義鎮在世ノ時元龜天正ノ頃南
蛮ヨリ奢備恵留ト云伴天連並イルマン等来
リ勸ルニ依テ義鎮モ彼宗門トナル依之国民
不殘帰依スト也又義平都呂ト云伴天連来リ
石火矢ヲ鑄鉄炮ヲ張り撃様ヲ教エケル故大
小上下トモニ九州大形彼宗門トナル然レト
モ畿内ヨリ東ニハ流布スル事モナカリシ織
田信長公中国ヲ攻玉フ頃摂州伊丹ノ城主ニ
荒木撰津守村重ハ毛利家ニ一味タル故中国
エノ通路ヲ塞キケル同国茨木ノ城主中川清
兵衛清秀高槻ノ城主高山右近友詳(伴方)モ亦是ニ
同シ右近ハ荒木甥也此者吉利支丹ニ深ク傾
キケルヲ信長公ヨリ以計策伴天連ヲ御近付
右近方エ仰越シケルハ今度味方仕候ハ、永
ク吉利支丹宗門立置ルヘキ由ノ趣也右近愚
カニ正直成者ニテ彼宗ニ深ク信仰故早速同
心イタシケル依之中川モ荒木ト主従ノ好ミ
ヲ捨テ信長公エ属シケル故無難撰津守ヲ退
治有ケル去ル程ニ毛利家モ弱ミ付テケル右
ノ右近ト約束故吉利支丹被立置剩天正九年
南蛮人来朝信長公エ拜謁シ江州安土ニテ屋

敷ヲ玉ヒ奔走アルニ依テ都鄙ニ吉利支丹寺
 多ク出来ケル其後後陽成院御宇文祿四乙未
 ノ年関白秀吉公吉利支丹御制禁ニ候得トモ
 嚴重ニハ是ナシ但シ肥後国主々陸奥守成
 政ハ天正十六子五月十四日加藤主計頭清正
 ニ命シテ摂州尼ヶ崎回向山法遠寺ニ於テ被
 誅ケル法名ハ成教院殿前ノ奥州大守四品庭
 月道閑居士ト云々コレ耶蘇宗門ノ由然トモ
 本罪ハ領国ノ仕置悪敷一揆等モ起リケル故
 トカ哉又肥前国大村丹後守純頼モ彼宗門タ
 リ清正彼ト懇意ナル故異見シテ京都本国寺
 上人エ帰依シテ日蓮宗トナル清正悦喜甚シ
 ク純頼カ息男純信ニ初テ具足ヲ着サセ大道
 ノ指添ニ鎧一領与之シト也又駿府政事録ニ
 曰ク慶長十七年壬子三月廿一日幕下於加護
 鼻竹腰山城守令被鉄炮而御覽（其玉目五十
 目）三度同坪ヲ放ツ（其遠廿二町ト
 云々）今日幕府近侍之衆大久保右京同主膳
 鳥居讚岐守等數十人大御所エ拝謁今日岡本
 大八獄中ヨリ出シ府中ヲ引廻シ於阿部川原
 火罪トナル又板倉伊賀守ニ命シテ南蛮吉利
 支丹ノ法天下一統可停止之旨於京都彼宗寺
 院可破却ト也是夷狄ノ邪法而乱仏ノ法故也
 （大八修理此宗故今及此罪）長谷川左兵衛
 御暇ヲ玉ヒ長崎ニ下向ス

征伐記ニ曰ク肥前国高来郡伴天連有之人民
 ヲ勸ム故ニ諸人悉ク吉利支丹ニ帰依ス
 又大坂天満橋ヨリ一町西久宝寺橋安堂寺
 橋ノ一町西ニ吉利支丹寺ヲ建置普ク参リ
 添フ加之諸国トモニ夥敷此宗ニ傾クノ由
 上聞ニ達スルニ依テ本多佐渡守正信同上
 野介正純ニ命シテ糺明セラル大久保相模
 守忠隣ヲ京都エ被差越上方西国筋迄モ可
 遂詮義ノ旨被仰付其頃黒田如水大友宗隣
 有馬修理大夫命ニ随テ本宗ニ帰ス板倉伊
 賀守勝重ハ諸司代タルニ依テ洛中洛外ヲ
 詮義シテ伴天連ノ輩召捕エシニ今度ハ上
 意ニ依テ助命本国エ追放サル重テ来朝仕
 ルニ於テハ可為死罪ノ旨申シ渡ス悉令禁
 断ト也猶モ本宗ニ不帰者ヲハ倭ニ卷テ五
 條ノ橋ニ積重テ鉄杖ヲ以テコロヘコロヘ

ト責打ケル夫故本宗ニ帰ルヲコロフト云
 也狂歌ニ云ころひふく尺八竹をきりした
 ん俵にまかれすもそうになる

同十九年甲寅八月廿四日南蛮人商船来朝
 ノヨシト云々則吉利支丹追放ノ義御尋アリ
 シト也同九月十三日原主水ト云者アリ関東
 ヨリ搦メ来リ則両手ノ指ヲ截リ火印ヲ当額
 彼者ヲ拳用於有之者可為曲事ノ由添札シテ
 相放サル彦坂九兵衛奉之此者吉利支丹故也
 数年隠レ居ケルヲ只今尋ネ出シ搦メ来ル同
 十九日原主水御改易之内国越前守ニ止宿是
 ニ依テ御詮義ノ処ニ越前守知行所ニ在之所
 ノ息男平内朋友タルニ依テ抱置ノ由也平内
 御改易越前守御赦免也駿府榎谷耕雲寺ニ彼
 ノ主水隠レ居ケル間此侶僧トモニ曲事ニ行
 ハレケル今日板倉内膳正重昌於三州深溝
 千五百石加倍アリ同廿九日吉利支丹清安ト
 云者牢者シケル内牢ニテ罪人二人宗旨ニ是
 ヲ勸メケルニ依テ清安額ニ十文字ノ火印ヲ
 当十ノ指ヲ切テ是ヲ追放ス

同十月十三日長崎ヨリ飛脚来ル長谷川左兵
 衛申遣ス其文ニ曰

去月廿四日伴天連徒党百余輩並大旦那高
 山右近（南坊也）内藤飛騨守其外長崎中
 之伴天連乗船天川江遣之由申し上ル
 上意ニ御悦被恩召之段也（一説ニ慶長
 十九寅十一月四日長谷川左兵衛長崎ヨリ
 大坂御陣所江参上いたし右之趣申し上候
 ト云々

征伐記ニ云ク慶長十五十六ノ頃伴天連耶
 養子ト申ス者申シ上ケルハ往昔南蛮ヨリ
 呂宋ヲ随可申タメ宗門ヲ呂宋ヘ弘メ其後
 靡ケ随ヒケルニ日本ハ金銀其外宝物ノ出
 ル国ナレハ別テ望ヲ掛ケ宗門ヲ弘メ可申
 ト相謀ノ由申上ケルニ依テ右ノ耶養子ヲ
 御褒美アリ御扶持方ヲ下サレ居屋敷等モ
 玉ヒケル此者居候所ヲ今ノ江戸御郭ノ内
 ニ成マウスカシト云也右ノ那養子申シ上
 ルニ付御詮義弥強ク成ケルトカヤ（一説
 ニ此事寛永ノ頃トモ云誤リナランカ）

同記ニ云ク慶長十九山口但馬守重弘ヲ西

一 国工差下サレ吉利支丹御詮義アリト云々
 秀忠公御代（私ニ曰ク何年ト云事本文ニナシ）安藤対馬守重信酒井雅楽頭忠世土井大炊頭利勝上意ヲ奉リテ吉利支丹宗門御穿鑿吟味諸国工相触ケル其頃小笠原権之丞三州羽津村ニテ五千石ヲ領知シ彼宗門ニ深着シテ公命ニ背キ奉リシニ依テ忽チ被誅ケリ同息安芸守ハ本宗ニ帰リケル故父ノ遺跡相違ナク下シ玉フ

一 又^{寛永中カ}家光公御代（私ニ曰ク何年ト云フ事ヲ不知）酒井雅楽頭忠清酒井讃岐守忠勝阿部豊後守忠秋阿部対馬守重次上意ヲ奉リテ吉利支丹宗門御穿鑿吟味諸国工相触ル又江戸エ召捕ル、者数多アリ於江戸ハ町奉行米津勘兵衛嶋田弾正奉リテ稠ク檢義是アリ本宗ニ不帰者トモ断罪ニ所セラル首ヲ梟サル其文ニ曰ク

伴天連門徒天下一同に御制禁之処に此男
 女十五人依為彼門衆被令斬罪処也何如件
 年号月日

一 伴天連弟子了怡並ニ伊達陸奥守家士中條帯刀其外産後産前ノ医師等役ノ同宗被差シカ糺明ノ上申ケテ相立御構ナシ丹羽左京亮老重家士梅原大膳堅ク彼宗門ニ泥ミ斬罪ニ所セラル

一 大坂町奉行久貝因幡守嶋田越前守於大坂詮義ノ上彼宗深著ノ族或ハ斬罪或ハ火罪ニ行之又泉州堺^ルニ累子ト云者有リモト日本所生也呂宋エ渡リ富祐ニ成彼宗信仰シケルカ御制禁ヲ守リ本宗ニ帰ル同所七度カ浜瀬村ノ吉利支丹百三十余人南蛮エ追放ス又長崎ニテハ奉行曾我又左衛門古祐（後ニ号丹波守）彼類族ヲ召捕温泉嶽ノ熱湯エ打込テ殺之京都ニテハ板倉周防守吟味穿鑿ノ上類族悉ク尋搜シ刑罰之其中ニ明石掃部カ子十次郎白状ニ付テ梟首セラル彼父掃部ハ元和年中大坂表ニテ水野日向守ト戦テ城中ニ引入リ京橋ヨリ舟ニ乗兵庫ニ至リ夫ヨリ長崎エ漕渡リ耶蘇宗タルニ依テ西洋国エ発船スト書置南蛮エ渡シ候ト也其節大野主馬治房モ岡山表ヨリ城中エ引込妻子ヲ引連京橋ヨリ

秀頼公ノ御坐船ニ打乗是モ同宗タル故明石ト同シク南蛮エ渡ル是ヲ見ル輩ハ秀頼公薩摩国エ御退ト申セトモ虚説也又原田三左衛門ハ大坂落城以後法躰シテ玄吉ト号シ外科トナル此者吉利支丹ノ由訴人有之周防守是ヲ吟味シケルニコロヒケルニ依テ御赦免トナリ是ヨリ賢吉ト改号ス又黒田筑前守忠之家士栗山大膳ト云者三万石ヲ領ス此者鉄炮ノ名人也父死去ノ時儒法ノ式ヲ以テ和州奈良ノ山中ニ葬ス周防守是ヲ伝エ聞吟味ヲ遂ク大膳陳謝シテ其難ヲ免カル其後籠人倉橋十太夫ト栗山争論ノ事有之双方糺明ノ上大膳ハ南都エ御預ケ十太夫高野山エ遣ハサル又蒲生氏郷ノ旧臣井上清兵衛政次（後号筑後守）元來吉利支丹宗門ナリシカ改宗故其筋ヲ能存知タルトテ召出サレ吉利支丹奉行ニ被仰付依之諸国ヲ改メ召捕禁獄ノ上コロハサル者ヲハ梟首之ト云々其頃長崎奉行竹中采女注進シケルハ黒舟着岸仕リ伴天連義平土呂同シク寿慶同ク一官ト云者先年南蛮エ放サレケル今度日本人ヲ案内トシテ渡リ候由急ニ言上致スニ付テ筑後守ヲ長崎エ遣ハサル依之義平土呂ハ仏宗ニ帰依シテ三右衛門ト改名シ寿慶モ同ク改宗イタシ京都エ被右寄諸司代ノ方ニテ誓詞申シ付ル其文ニ曰ク

^(ヲ) シュウメントノ事

一 吉利支丹宗門ニテ無御坐候偽諍申スニ於テハ上ニハ天帝散多摩利屋セスキリシトセスウスノ御罰ヲ請インヘル野ニ落諸天狗ノ手ニ渡リ現世ニテハ追付ラサルニ成白癩黒癩トヨハルヘキ者也仍オソロシキ^(ヲ) シュウメント如此候以上

偕江戸飯田町ニ屋敷ヲ賜リ十人扶持下サレ其上女ヲモ召使候ヤウニトノ御免ヲ蒙リケル此者トモ有難キ御憐愍ヲ感シ奉リ宗門ノ穿鑿イタシケル故囚人数多有之ニ付小日向ニ獄屋ヲ被仰付囚人トモヲ入置ク因茲此三人ヲモ右窄屋敷ノ内ニ居宅ヲ下サレ被差置偕乘リ来リシ黒船ハ燒捨又案内ノ日本人ヲ

ハ首ヲ刎獄門ニ梟ス南蛮人二人ハ本国エ追
帰サル是ハ右ノ様子ヲ彼国エ知セン為ナリ
トソ

- 一 八條宮式部郷仁智親王ノ家臣本郷織部其子
意伯ハ明道医方内経ニ達シ歌道ニモ携リ禁
裏仙洞政所エモ伺候ス然ルニ耶蘇宗タルニ
依テ周防守方ニテ父子トモニ札明ニ及フ意
伯更ニ不及陳防剩エ貴賤ノ憚リナク同門ヲ
白状スルヲ父織部立腹シテ警固ノ者ノ脇差
ヲ奪ヒ意伯ヲ切ントセシヲ押留メ父子トモ
ニ死刑ニ所セラル追而八條殿下エ事ノ様通
達セラレケレハ後日ニ対面アリテ密ニ同門
ノ御仕置アリケル
- 一 慶友法師ハ耶蘇宗タリトイヘトモ外科ノ達
人タルニ依テ獄中揚屋ニ被差置禁中ニ御病
用是有節ハ召出サル又外科執心ノ輩ハ周防
守免之ケル間伝受ノ者多シ
- 一 津田長門守ハ高山右近聲ニテ男子長太郎長
次郎二人トモニ越前ニ住ス右近取立ノ士一
人彼宗門ニテ被召捕推問ノ上右津田兄弟ヲ
類族ニサシ申スニ依テ江戸エ被招呼御詮義
有之ケルニ長太郎申シケルハ此士ハ見知不
申由申ス彼士申ス様ハ去頃御目見ノ節モ附
奉り候由申スニ依テ長太郎誤リニ成兄弟ト
モニ牢舎トナル長太郎ハ病死ス長次郎十二
年ニシテ御免件ノ士ヲ長次郎ニ下サレケル
故則チ手討ニシテ兄ノ□□ニ手向シト也
- 一 尾州亞相義直公ノ御領内ニ伴天連イルマン
来り種々ノ奇怪ヲナス十二ヶ村ノ者トモ悉
ク帰依スルニ依テ上聞ニ達セラル則男女百
人罪ニ行ナハレ殘党ヲ懲シメ賜ヒケレトモ
偏曲ノ族ヲ曾テ命令ヲ不用ニ依テ重テ男女
百人磔ニカケラレ此上猶コロハサル者ハ火
アフリニ可被行旨急度被仰渡ケル夫ニモ改
宗セサル者有テ火罪ニ成ケルト也札ノ文云
ク
伴天連門徒天下一同皆御制禁之処男女百
人依彼門衆 火罪者也以如件
年号月日
- 一 寛永年中遠近ノ国々ヨリ吉利支丹男女是ヲ
召捕エ江戸エ連来り品川表波打際ニ生ナカ

ラ逆様ニツリ潮盈時ハ頭エ浪打掛リ暫ク息
絶汝干ニハ蘓ル仏書ニ所謂救倒懸モ是ナル
カ又同頃癩百人余吉利支丹ニテ江戸浅草鳥
越ニ虎落ヲ結テ是ニ追入乾殺ニシテ則其所
ニ埋ム又同頃松浦氏正友同心ノ屋敷ニ借地
セシ油屋佐右衛門ト云者其妻不飽中ナレト
モ頻リニ暇ヲ請テ引別レケルカ窓ノ障子ニ

出て、いなハ心かろうしとやい、やせん
身のありさまを人の志らねはト云古歌ヲ書
置ケル其後作右衛門ハ耶蘇宗ノ由露頭シテ
死罪ニ行ナハル妻ハ日蓮宗ニテ御構ナシ右
ノ古歌ヲ書置事ヤサシキト人皆申シアヘリ
一 此度筑前国大嶋ニテ捕ケル伴天連イルマン
同宿白状左ニ記ス

- 一 イタカマウマテト云所ニ吉利支丹宗門ノ頭
ハツハト云者アリ国々エ伴天連ヲ遣ハシ宗
門ヲ弘メ其国ハツハニ随ヒケレハ漸々ニ奉
行ヲ遣ハシ仕置致シケルノヒスハンニハル
ス其外国多ク貧り取りケルカ日本ハ軍ニ
テハ中々成り難キ故後生ノ為ニ宗門ヲ弘メ
伴天連ヲ渡シ宗門大形弘マリタル時ニ仲間
ニテ軍ヲ致シ日本ノ他宗ヲ打平ケハツハニ
随カヘントノ巧ミニテ候事
- 一 吉利支丹宗門ニコンハニマト申ス派サンフ
ランシスコト申ス派ノ伴天連年来日本エ多
ク渡リテ彼ノ伴天連トモ門派者々エ申遣シ
ハツハ前ニテ日本ヲ奪ヒ国取候処ニハツハ
批判ニハ日本六十六ヶ国ヲ分ケ大坂ヨリ東
ハサンフランシスコ大坂ヨリ西ハコンハニ
マ法ヲ弘ムヘシト也日本ハツハニ随ヒ候
ハ、右ノ通違乱有間敷由申シ渡シ候旨異国
ニテ専沙汰仕候事
- 一 伴天連ヲ日本エ渡ス事数年ニテ候此入日金
銀門派ニ帳面ヲ渡シ委細ニ書付置數百年過
キテモ日本ハツハニ随フ時ニ右ノ入日面々
ノ派ノ檀那ヨリ取可申ノ為ニテ候世界ノ有
内ハ伴天連ヲ渡シ宗門ヲ弘メ日本ヲ奪取ヘ
キ覚悟ニテ候事
- 一 呂宋ニ日本人ノ伴天連四人是アリ一人ハ豊
後国加賀山隼人親類也隼人ハ先年為火罪右
ノ親類ノ伴天連日本エ渡シ可申トノ義ニテ

候一人ハ黒川寿庵ト云フ年来日本エ渡シ可申由呂宋ニテ吾等ニ物語致シ候南蛮伴天連レイミント申ス者モ日本エ渡リ可申ヨシ是又吾等ニ物語致シ候其外日本人ノ子五六人^ル呂宋ニテ唯今学問致サセ天川ニテモ日本人ノ子十二人学問致サセ何レモ伴天連ニ取立日本エ渡シ可申由承り候伴天連多ク方々ノ国ニテ仕立置候此者トモ漸々ニ日本エ渡シ可申由専ラ沙汰致シ候事

- 一 先年日本ニテ吉利支丹宗門弘マリシ時日本ノ出家ニ金銀ヲ出シ吉利支丹宗門ニ致シ其外日本ノイルマン同宿ヲ諸寺諸山エ遣ハシ学問ヲ致サセ仏法神道ノ極意ヲ習取ハツハ方エ遣ハシ南蛮口ニ引直シ板ニオコシ国々ノ伴天連トモエ遣ハシ学問致サセ申候何レノ道ニモ法ヲ弘メ随ントノ巧ミニテ候右ノ趣一々申上候以上（右白状）

未九月八日

- 一 御下知左ノ如シ
 條々（憲貞所謂條々ト端作り有テ一ケ條有事如何若シ数ケ條ノ内異国舟ノ事計ヲ爰ニ書写物カ）
- 一 当年異国ノ舟奥州浦二就乘廻之於南部浦相尋候処ニ阿蘭陀舟遭風波之難漂海上候由依申也則召寄改之遂穿鑿弥申分無紛候依之從長崎カヒタンヲ呼寄檢儀候処ニ彼舟シマカタラト申所ヨリ出之伴天連並ニ吉利支丹ノ族ハ不乘来段慥ニ就申被聞食以来自然遭難風日本ノ内何レ所ヘ相着候トモ無氣遣揚リ陸地其所ノ守護人ヘ申シ断船中ノ人数ヲモ改サセ可申ノ由申シ含之返遣候然レハ向後若領分ノ浦ヘ阿蘭陀船於着岸候ハ、改之其船ヲ留メ番ノ者トモヲ附置様子具ニ可注進之旨上意候不及申候ヘトモ阿蘭陀船之義ハ御代々日本ヘ渡海商売仕事ニ候間專右之趣其断於申者搦捕又ハ打擲等不致様ニ入念可申付候仍執達如件

未十二月二日 阿部対馬守
 阿部豊後守
 松平伊豆守

岡部美濃守殿

憲貞私曰ク右ハ岡部氏斗ニテハ有マシ諸国湊附ノ国主城主ヘ各可被触流事也ハ唯一通ノ古案ヲ書写シタルナルヘシ且未ノ年ト有之ハ寛永八年タルヘキ歎

耶蘇宗門制禁大全卷之一終

耶蘇宗門制禁大全卷第二

嶋原吉利支丹一揆起之事

- 一 寛永十四丁丑ノ秋朝ニハ東ノ方ノ雲紅ノ如クタニハ西ノ方ノ雲赤ク又所々ノ諸木花咲ク事春ニ同シ

益田四郎時貞之事

- 一 其頃天草領大矢野村ニ益田四郎時貞トテ今年十六歳父ハ益田甚兵衛好次トテ小西撰津守ニ仕シ者也行長滅亡ノ後浪人ト成多年彼村ニ居住シ密ニ吉利支丹ヲ勸ムル伴天連也四郎前方肥後国熊本之城主細川越中守忠利家須作美半之丞ト云者方ニ小姓奉公シテ学問ヲ志シケル故右ノ方暇ヲ取父ト一所ニ罷有リ宗門ヲ勸メケルカ今年秋頻リニ是ヲ勸メケル

征伐記ニ曰甚兵衛天下ヲクツカエサント謀テ吉利支丹一揆ヲ駈催スト雖モ是異説也唯一向吉利支丹ニ深ク思ヒ附シモノナラン

右宗門ノ族四郎ヲ尊ヒ天人ノ由沙汰ス四郎学問ノ程ハ知サレトモ種々ノ術計ヲ致シ諸書ヲ釈シ頓テ吉利支丹ノ世ニ成ヘシ其証摺ヲ見セントテ虚空ヨリ鳩ヲ招キ吾手ノ内ニテ卵ヲ産セ夫ヲ刻テ中ヨリ吉利支丹ノ經文ヲ取出シ諸人ニ見セ又ハ竹ニ雀ノ居タルヲ枝折ニシナトシテ見セ或ハ天草ト有馬ノ間ニ湯嶋ト云所アリ此海上ヲ陸地ヲ渉ル如ク四郎歩ミ渡ス或ハ不思議ノ事トモ色々致シ類門ニ見セケル間諸人悉ク四郎ヲ感信シテ深志ノ者ハ密々ニ彼湯島エ渡リ四郎カ勸法ヲ聞何緯カ相談シケル間此嶋ヲ彼徒トモ談合嶋ト名付ケルト也又一説ニハ嶋原領深江

村松右衛門等五人ノ者モ小西撰津守浪人ノ由申スト云ヘトモ是ハ無慥説也又四郎モ終ニ奉公ハ不仕ノ由大矢野左衛門口書ニ相見ヘタリ此小左衛門カ弟ニ佐太郎ト云テ四郎カ姉有馬村ニアリ又嶋原領佐志木佐右衛門ト云者吉利支丹ノ絵像ニ不思議ノ緯有シトテ諸人ニ拝マセシヨリ一揆起リケルトモ云説アリ本説ハ三吉角蔵兩人カノ絵像ヲ拜セシト也惣シテ四郎ハ宗門ノ勤ムル夥敷嶋原天草トモ悉ク彼ノ宗門トナル

征伐記ニ曰ク吉利支丹棟梁松右衛門善左衛門源右衛門宗意此法ノ長吏タリト云々又日高木郡口ノ津ノ庄屋甚右衛門中木場村ノ久兵衛ト密談シケルハ当領主ノ位置先代ヨリモ苛シテ民モ困窮シテ露命ツナキカタシ其上先年ヨリ此宗門稠ク御制禁故彼是ニ隠シ居テ法ヲ弘ムル事成難ケレハ大矢野甚兵衛ヲ語ラヒ一揆ノ起サント心ヲ合セ好次方エ使ヲ遣シケルト云々

大矢野松右衛門千束善左衛門大江源右衛門山善左衛門森宗意之事

- 一 其頃嶋原領ニ隠レ居ケル大矢野松右衛門千束善左衛門大江源右衛門山善左衛門森宗意ト云右五人ノ百姓元來肥後国天草嶋ノ内大矢野千束村ノ者也先年嶋原エ來リ深江村ニ令居住密カニ宗旨ヲ弘メ多年改宗ノ者ヲ勸メ又悉ク吉利支丹ニ立復セケル此事当七月時分ヨリ取沙汰アリト雖モ慥成事不相聞其上松倉氏父子トモニ在江戸ニテ候故イマタ穿鑿ヲモ不始所々聞合セテソ有ケル
- 一 右五人ノ者トモ諸人ニ申シ聞セケルハ此五年已前天草上津浦ニ居候南人シヤヒエルト云シ伴天連御仕置ニ依テ南国エ送り帰サレケル時此者宗門伝法ノ為ニ一紙ノ末鑑ヲ書置ケル其文ノ内ニ当年ヨリ廿五年目ニ当テ吾宗旨繁昌スヘシ此宗旨深志ノ者ノ内ニ若年ニシテ諸道ニ流通シ不習シテ最学ノ者可出來是則天人也其時必東西ノ雲炎上シテ枯木一時ニ花咲出ヘシ野モ山モ民家モ悉ク焼込シテ山野ニ白旗ヲ立テ諸人ノ頭ニクルスヲ可立由申置ケルニ当年既ニ東西ノ雲焼テ

所々ニ花咲ケル又大矢野ノ住人益田四郎ハ此天童ニ相当レリ不思議成事ノ由申シケルニ何レモ宗門ニ帰伏シテ四郎ヲ信仰スル事甚シクルスト云ハ南蛮ノ胃ノ立物ニテ日本人ノ立物ニイタス也今年十月十五日嶋原領上総村寿庵ト云者方エ益田四郎ヨリモ廻状ヲ遣シ村々吉利支丹復宗ノ義ヲ勸メケルト也

嶋原領南有馬村庄屋治右衛門弟角蔵北有馬村三吉之事

- 一 嶋原領ノ内南有馬村治右衛門弟角蔵北有馬村三吉兩人先年御制禁ノ刻隠シ置タル吉利支丹ノ絵像ノ本尊ヲ取出シ己カ家ニ掛置今十月廿二日ヨリ複宗ノ者ヲ集メ拜セ候此事嶋原ノ城下エ相聞エ天下一統大制禁タリ早速仕置可申付旨松倉長門守留守居ノ家老ヨリ代官本間九郎左衛門林左衛門ヲ申シ付有馬村エ差遣シ見セケレハ無紛由申スニ付嶋原エノ註進ハ家老差図ニ依テ古參ノ足輕市川平兵衛松原太兵衛尾中平左衛門彼是廿余人小早ノ船ニテ有馬村ヘ押寄角蔵三吉並ニ妻子都合十六人ニ繩ヲカケ嶋原ヘ引連同廿五日ノ朝禁獄申付ル上総村小浜村ヘモ代官差遣シ稠シク穿鑿之
- 一 角蔵三吉召捕レケレハ其類門等無念ニ存一揆ヲ起シ同廿五日巳ノ刻南有馬村上岡下岡ト云所ニ於テ代官林兵左衛門ヲ殺害ス本間九郎左衛門ヲモ殺ントセシ処ニ北有馬村庄屋長助曰來九郎左衛門目ヲ掛ル者其上吉利支丹ニ志ナキ故ニ吾弟一人ニ倅一人ヲ九郎左衛門ニ付添落シ可申相談ノ処ニ一揆トモ道筋ニ番人ヲ付置改候面通ル事難成別々ニ成リテ長助カ弟ト世倅ト二人ハ有馬村ヨリ温泉ヲ通り嶋原ヘ遣ス九郎左衛門ヲハ北岡村ニ鉄炮屋大膳ト云者吉利支丹トハ不相見依之此者方迄落行ク処ニ同日申ノ下刻遠キ湯ノ浪打間キハヲ九郎左衛門主従三人忍ヒテ通ル処ニ天草浦ヨリ絵像拜ニ來リシ百姓トモノ乗拾タル船ニ乗テ有家村立石ノ沖ト云所迄落行ケル有馬村ノ一揆トモハ兵左衛門ヲ害シテ即□ニ北有馬村横目藤室加兵衛ヲモ切殺並

嶋原ヨリ瓦積ニ来リケル船頭水主十五人上
総村ニテ代官山内小右衛門小浜村ニテ代官
高橋武右衛門惣シテ松倉方上下廿人不殘殺
害セシム

征伐記ニ曰ク深江村佐志木庄右衛門所持
ノ吉利支丹ノ^{有馬}繪像一夜ノ内ニ何者トモナ
ク表具ヲ改メケル是天帝^{テイツ}ノ所為成リトテ
同類ヲ呼集メ^{有馬}揮マセケリ松倉日代其所ニ
行テ彼ノ繪ヲ引破ケレハ即座ニ日代ヲ殺
害ス松倉家老岡本新兵衛カ曰ク此義江戸
エ註進スルニ於テ延引ナリ一揆強大ニ成
テハ悪カリヌヘシトテ十月廿七日卯ノ刻
計ニ馬上十四五騎雜兵三百余人深江村エ
押寄セ一揆ノ奴原四十人討取味方モ少々
討死シタリト云々

- 一 角蔵三吉ヲ捕候上有馬村ノ様子見分トシテ
嶋原ノ家老トモヨリ甲斐半之助ト云者ヲ小
船ニ乗セテツカハス半之助則有家村須川エ
船ヲ着ケ代官鉢嶋久太夫ト相談シ有家村庄
屋源之丞須川長百姓善左衛門平作此者トモ
ヲ為案内令同船北有馬村蔵下ト云所エ船ヲ
着ケルニ吉利支丹ノ土民トモ数多打寄今度
吉利支丹ニ立帰り年来ノ鬱憤ヲ遂ヘキヨシ
色々ニ旬候聞船ヲ漕戻シケルヲ土民トモ鉄
炮石礮ヲ打掛候故半之助カ鎚持タル中間鉄
炮ニテ打殺サル庄屋源之丞モ手負ケル
- 一 有馬村ノ者トモ林兵左衛門ヲ打殺シケル由
嶋原エ相聞エケルニ依テ一揆為退治同廿五
日申ノ下刻松倉カ家老岡本新兵衛多賀主水
大将分ニテ侍数多並ニ弓鉄炮ノ者トモ大小
ノ舟十九艘ニ取乗テ発向シケルニ有家村龍
石ト云沖ニテ本間九郎左衛門ニ逢様子相尋
ケル処ニ有馬村北岡ト云フ所ニ一揆八百余
人鉄炮ニテ相待嶋原ヨリノ討手ヲ此所ニテ
支候内殘ルー一揆ハ嶋原ノ城ヲ攻可取由内談
ト聞及ヒケル也由具サニ物語ス甲斐半之助
モ爰エ落合色々ノ難義物語シケル兩人ノ言
葉ヲ新兵衛聞合セ假令当所ノ敵ヲ追崩スト
モ一揆等指違嶋原ノ城ヲ責ルニ於テ一大事
是也先嶋原ニ帰り城ヲ持固其上ニテ一揆ヲ
可退治トテ同夜嶋原エ漕戻ス処ニ道々ニテ

一揆蜂起シテ中々難義ス又嶋原城下ニ於テ
ハ新兵衛等出船以後町奉行菅加兵衛岸田七
右衛門町横目木村弥平治池田権之助等大手
門脇町別当左衛門宅エ出合町年寄等ヲ呼
集メ町口ヲ固メ船場ニハ篝火ヲ燒テ相待ケル
漕戻シケル船中ニテ此篝火ヲ見テ最早城下モ
敵ニ成ケルカト疑ヒテ船ヲ着カネタル処ニ
町奉行横目方ヨリ町中無異議由申シ遣シケ
ル間其夜丑ノ刻計ニ新兵衛主水以下馳帰り
ケル

嶋原町人共松倉方為味方事

- 一 其夜嶋原ノ町人トモ申シ合セ今度大切ノ時
節ニ候間御用ニ立申シ度由依之武器ヲ御借
シ可賜由訴エケレトモ是又心底難計由ニテ
家老トモ承引セス町人トモ又申シケルハ御
氣遣御尤ニテ候左候ハ、人質ヲ差出シ可申
ト云依之家老トモ忠心悦ヒ入トテ頓テ人質
ヲ取固メ鉄炮長柄其外武器等ヲ貸渡シケル
町人トモノ忠志他国ニテ聞伝褒美セシトソ
岡本新兵衛田中宗夫多賀主水等其夜手分手
賦シテ城中ニモ留守居人数ヲ相定メ明曉一
揆追討スヘキトテ終夜用意ヲソシタリケル
深江村取合附於嶋原城下一揆等敗散之
事

- 一 翌廿六日卯ノ刻田中宗夫多賀主水兩人先江
東寺ノ南今村ノ橋ノ根ニテ令着到処ニ人数
三百余人トソ記シケル偕宗夫家人馬場七之
丞ヲ使トシテ安德村エ申シ遣シケルハ弥味
方仕ル哉又ハ一揆ニ同意令ムヤトツツカハ
シケル庄屋太左衛門ハ深江村エ様子見分ト
シテ罷越候弥味方ノ由申スニ付太左衛門弟
太兵衛ト村年寄忠兵衛兩人ヲ人質ニ取りテ
帰ル然ル所ニ岡本新兵衛城ヨリ出テ宗夫ニ
云フ様御自分ハ帰りテ城ヲ持固メラレ候ヘ
某罷向フヘキト強テ望ミケル依之宗夫ハ城
ニ留リ其子田中藤左衛門ヲ差向ケル中木場
村ノ庄屋吉兵衛市右衛門ト云フ者ヲ安德村
ト深江村ノ境ヨリ深江村エ遣シ味方ニ可參
哉否ト云遣ケル処ニ深江村ノ者トモ申シケ
ルハ只今一合戦可仕急キ出向ハレ候エト申
シ切テ早広畑ト云所エ出向ケル新兵衛モサ

レハコソトテ打テ出双方鬨声ヲ発シ互ニ鉄炮ヲ打合ス一揆ハ鉄炮ヲ一度ニ打放ス味方ハ鉄炮ヲ半分放サセケルニ一揆等玉茱ヲ込ル所ヲ残ル所ノ鉄炮ヲ打掛ケ其上ニ鑓長刀ニテ切テ掛ケレハ忽チ一揆等切崩サレ悉ク退散ス此時松倉方ノ鉄炮八十挺也一揆等ハ夫ヨリ深江村寺ノ北脇長百姓半兵衛ト云者ノ家ニ籠リ相エケルヲ松倉勢又取り巻テ悉ク責討チ都合八十五人討取ケル味方ニハ富岡弥次左衛門新原与兵衛鉄炮ニ中弥次左衛門ハ即時ニ死ス与兵衛ハ翌日死ス鉄炮大将松田兵右衛門父子竹村新右衛門中西甚五兵衛荻野右馬之介等鉄炮ニテ手負下人等モ討死手負数多是アリ一揆ノ奴原ハ半兵衛家ヲモ被追出布津村エ逃行候所ヲ味方ノ若武者勝ニ乗テ直ニ追付踏潰ヘキ由ヲ新兵衛ニ云ケル新兵衛云様ハ各下人トモ大形一揆等ノ一類也夫ヲ召連レ深入ノ働キ如何ニテ候城中ノ下々モ無心許某モ石ニテ手負タリ彼是以テ人数ヲ納メ明日ノ事ニイタシ候エト下知シテ同日未刻深江村ヲ引取嶋原エ帰城ス此時入江与右衛門ト新兵衛家人林田清左衛門鉄炮十挺ニテ殿ヘイタシシツ、クト引入ケル

- 一 布津村堂崎村有家村ノ一揆トモ馳来ルトイエトモ嶋原勢得勝利引取ケル間殘多キ事ニ思ヒサラハ此人数ニテ嶋原城エ附入ニスヘシトテ多勢ニテ城際エ押寄ケル安德村ノ百姓トモハ大形城方ナレハ驚キ牛馬ニ荷ヲ附子トモヲ抱エ城下ノ町々エ来リテ此由ヲ告知ラセケル間町横目原兵左衛門町別当左衛門等カケ出見ケルニ一揆トモ桜井寺東江寺ニ火ヲカケ其煙陰ニ雲霞ノ如ク寄来ル兩人城ニ帰リテ此由ヲ申ス内ニ岡本新兵衛下知シテ追手ノ武者屯リエ多勢ヲ備置若侍トモハコ、カシコノ諸々ニテ可防ノ由申シケレトモ新兵衛又思惟シテ城中ノ下々内通シテ火附杯ヲ入置タルモ難計コ、カシコニテ防ク中ニ跡ニテ危事有之ハ如何ニ候間城エ入テ可防トテ人数ヲ躰ヒ引入ケル案ノ如ク追手ノ門内ニテ火付ヲ捕エ其俛切殺シケル

偕專籠城ノ用意ニテ岡本新兵衛田中藤兵衛大将分ニテ井村助兵衛原兵左衛門菅加兵衛町目付役木村弥平次林治部左衛門相良金左衛門白石市郎右衛門曾我八右衛門野村長左衛門青木少七隈部四郎左衛門馬場七之丞隈部空左衛門其外数多追手ノ門ヲ固ム多賀主水田中藤兵衛（憲貞曰ク前ニハ田中藤^{正也}右衛門ト有之爰ニハ藤兵衛ト有り但別人カ）岸田七右衛門池田権之助井熊之丞以下相固メケル何レモ勇氣有之者多シト雖モ下々ニ敵方多ク有り依之諸人氣遣テ勝利ノ図ヲ見附タリトモ深ク働キ入ス各口惜ク思ヒケルトナリ

嶋原城取合附木村弥平次甲斐半之助田中藤左衛門之事

- 一 暫ク有テ一揆等都合三千余人追手搦手兩門ヨリ鬨声ヲ作り押寄鎗太刀鈍鎌ヲモチ切テ掛ル城兵防之内ニ追手ノ門ノ扉ヲ斧ヲ以テ打破リク、リ入ントス木村弥兵次鎗ヲ提ケ突出悉ク払除ケル処ニ郷民等退様ニ鎗ヲ奪取テ逃行ケル木村齒咬ヲナスト雖トモ是非ニ不及然ル処ニ又郷民等城ノ堀際マテ突掛リ大ニ責戦フ時二甲斐半之助右ノ鎗ヲ取返シ木村ニ与フト云々又一説ニハ田中藤兵衛右ノ鎗ヲ奪返ストモ云フ兩説不分明也斯テ一揆等身命ヲ不惜攻戦フ依之城兵青木少七痛手ヲ負フ其外討死手負数多有之然ル所ニ曾我八右衛門鉄炮ノ上手ニテ大筒ニ小石ヲ取込透間無放チケルニ一揆等少シタメロフ処ヲ城兵一同突テ出ケル間一揆等追手口ニテ悉敗北ス桜門ニテモ一揆等切崩サレケル今廿六日討取所ノ一揆等首数八十三ト記之一揆等ハ最前松倉勢ノ有家村ヨリ乗帰リタル十九艘ノ船ニ取乗テ己カ村々エソ帰リケル松倉方昨今ノ働キ拔群ナリト是ヲ風聞ス（籠城士五十余人雜兵七百余人云）

征伐記ニ曰高橋又右衛門同弥次右衛門富永弥左衛門堀九兵衛石原源介生熊助之丞高畠次郎太夫入江与右衛門ナト討死松田兵右衛門新藤与兵衛木村弥平次青木庄七中西甚五兵衛疵ヲ蒙ル雜兵トモニ討死

三十人ニ及フ町人モ少々討死アリ委細ハ末巻ニアリ

従隣国依無加勢一揆等倍蜂起之事

- 一 次第二一揆等強大ニ成ケル是ハ外ヨリ加勢ナキニ依テ一揆等思俣ニシテ蜂起シケリ偕廿七日未明ニ松倉家老ヨリ豊後ノ府内御目付牧野伝蔵林丹後守エ廿五日廿六日両日ノ軍次第又ハ一揆等蜂起強大ニ成タル様子一々ニソ註進ス

- 一 同日ヨリ堀裏ニ長筒鉄炮仕掛^{キビ}蔽シク相固ミケル又先日有馬村ヨリ搦来リケル角蔵三吉並妻子トモ以下今日令斬罪又其頃村々ヨリ城内エ細工ニ来リケル職人トモ三十余人一揆等ヨリ吉利支丹勸メノ書状アリケルヲ穿鑿シテ見出シケルニ是モ心許ナキヨシニテ不殘切テ捨タリ

征伐記ニ曰ク一揆百廿八人討取り手負二三百ニ及ヒケルト也一揆敗北シテ町在家ニ火ヲ掛ク寺社ヲ焼払ヒ引取ケル有江ノ休意ハ有馬ノ長介ニ向テ此城ノ躰急ニ責テハ味方多ク可損若シ引取時ニ城ヨリ討テ出シ此時返シ合セ引包テ不洩討取其透ヲ見テ城ヲ可乗取ト評議シテ翌日午ノ刻ニ引退クサレトモ城中ニ察之ケル故喰留サリケル同日有馬ノ庄屋半右衛門小浜ノ庄屋久兵衛安徳ノ角内堂崎ノ次郎兵衛口ノ津長右衛門相談シテ益田四郎方エ使ヲ以テ一味ノ由申送ルト云々此條末ニ出之

- 一 同日城中ニモ評議シテ悉ク持口ヲ固メ用心稠フ守之ト云々

従肥後国熊本之城主細川忠利為援兵千嶋原之城申遣之事

- 一 同廿七日肥後国隈本ノ城主細川越中守忠利留守居家老ヨリ道家七郎右衛門ヲ使者トシテ嶋原ヘ申シ越ケルハ一昨日肥後ヨリ遠見ニハ大火事ノ躰ニ見エケル鉄炮ノ音聞エケル故無心許存シ人数ヲ川尻ノ津迄押出シ置候先々様子承届ケ度以使者申入候由也嶋原家老トモヨリ右一揆ノ趣シカシカノ由返答セシム斯テ熊本ヨリ志水伯耆ヲ大将トシテ

三千余人川尻マテ出張セシカ御大法ヲ守リ豊後国府内ノ御目付牧野林方エ相伺ヒケル又肥前国竜造寺ノ城主鍋嶋丹後守勝茂留守居家老諫早豊前モ人数四千余ヲ卒シ刈田ト云所迄押出シ是モ右兩人ノ御目付エ相伺ヒケル牧野林ハ嶋原熊本竜造寺三ヶ所ノ註進ヲ聞テ評議シテ云ヒ遣ハシケルハ吾々義ハ府内ノ流人越前宰相一伯翁ノ儀ヲ令沙汰並ニ西国筋ノ諸事ヲ見聞シ註進可仕旨蒙上意候如是一揆ノ節大名衆エ加勢ノ義可令指図ノ由不蒙上意候但シ此方林公義ノ御威光トハ申シナカラ大将トシテ一分ニ可退治程ノ分限ニ非ス菟角御條目ニ任セ江戸ヨリ御下知無之内ハ隣国ヘ加勢ノ義不可有之候吾々御奉公ニハ右ノ趣繼船繼飛脚ヲ以テ早々江戸エ言上可仕候間迄追而御下知ヲ可被相侍由申シ渡ス依之細川鍋嶋両手ノ人数悉ク令帰国ケル則両御目付ヨリ不移時刻繼飛脚ヲ以テ大坂迄註進セシメ江戸表エモ言上ス此以後日夜繼船ノ註進間断ナシ

- 一 次第二一揆蜂起セシメケル此節細川鍋嶋ノ両勢ヲ以テ踏鎮メ候ハ、是程ニハ有間敷モノヲ御目付衆余リニ遠慮過テ後難出来シト其頃取沙汰アリ夫ハ御大法ヲ不知モノ、下説ナリ西国探題職ナトト申ス様成人アラハ江戸ヘ伺フニ不及早速差図ヲ以テ人数ヲ集メ一揆退治セラルヘキニ府内ニ被差置タル御目付ノ分ニテハ難成事也依之牧野林少モ誤リニ無之由ニテ御答是ナシ且又其頃長崎奉行榊原飛驒守馬場三郎左衛門是モ其役所ノ義ヲ司ル迄ニテ他所ノ事取計ル事ハ難成ケ様ノ緯トモ御評議モ有之テノ事ニヤ此一揆御退治以後少シ程過テ豊前国小倉ノ城主小笠原右近太夫忠直ヲ九州ノ探題職ニ被仰付之

三江村之兵糧取入ル事付取合之事

- 一 隣国ノ加勢無之ニ依テ一揆等倍ツノリテ吉利支丹ニ不成村々ヘ押寄々々焼討ニイタシ切殺シケル間心ナラス一揆ニ与スルモノモアリケ様ニ候ヘトモ板倉方先日ノ働キニ手負モ多キカ長門守留守居等評議シテ人数モ

寡り且タ下々ヲ氣遣ニ存シ彼是一分ニテ踏
 鎮メカタク唯城ヲ不被責破様ニト相守リケ
 ル就中城近辺三江村ノ者トモ初ハ味方ニテ
 城ニ籠リケルカ心替リシテ城中ノ鉄炮長柄
 鎗等ヲ盗ミ取りテ夜中ニ桜門ノ脇屏裏ヨリ
 逃出一揆ニ加リケル松倉家老トモ驚キ相残
 ル三江村ノ者トモ二百余人カ首ヲ刎テ獄門
 ニシテ梟レケル依之三江村ノ者トモ弥敵ト
 成ル（是ハ十一月晦日迄ノ事）千本木村ニ
 居タル一揆モアリ中木場村ノ一揆ハ瓦平ト
 云所ニ屯ス又三江村ノ杉谷ト云所ニ松倉家
 ノ米蔵アリ常ニ番人ヲ附置ケルカ三江村ノ
 者トモ敵ト成シ上ハ無心許トテ十一月十日
 城中ヘ米七百俵運ヒ入ケル同十二日ニ相残
 ル米ヲ運ヒ可入トテ田中宗夫カ子藤兵衛ヲ
 頭トシテ金木善兵衛金沢角左衛門佐野惣右
 衛門鉄炮大將松田判大夫高畑次郎大夫船奉
 行高橋弥次右衛門三浦十石衛門入江与右衛
 門足輕船手ノ者町人足等都合四百余遣シケ
 ルニ此人足トモ一揆ノ家ニ乱妨セシメ色々
 不行跡事トモアリケルヲ一揆等怒テ千本木
 瓦平ヨリ忍ヒ出テ藪ノ内ニ隠レ居テ鉄炮ヲ
 打掛ケ高畑次郎大夫高橋弥次右衛門船頭ノ
 又助ヲ打殺シ一同ニ突テカ、ル味方ハ無勢
 ニテ難叶嶋原ノ城ヘシテ引退ケル田中宗
 夫ハ子息藤兵衛等敗北ノ由聞テ多賀主水相
 俱ニ北ノ門ノ侍トモヲ引連レ三江村ヘ急キ
 ケルカ途中ニテ引退ケ味方ニ出合タル故俱
 ニ城中ヘ引入タリ岡本新兵衛ハ北ノ門ヲ稠
 シク固メテ有リケルカ味方ノ敗北ヲ聞テ齒
 咬ヲシテ腹立ス

山田守山野井愛津村之代官牧田長兵衛
 新井甚左衛門働之事

- 一 千々石村ノ人民吉利支丹ニ復シケル故山田
 守山野井愛津村四ヶ村ノ代官牧田長兵衛新
 井甚左衛門相談シテ支配所四ヶ村ノ郷民ヲ
 駆催シ千々石村ヘ押寄悉ク焼払ヒ一揆等数
 多生捕テ嶋原ノ城ヘ引入タリ長兵衛甚左衛
 門兩人カ働キヲ諸人感心ストナリ倭島原領
 ノ諸村一揆都合八千余ニ成ケル由相聞ヘケ
 ル一揆等所々ヘ押寄セ焼打シテ兵糧等其外

財宝奪取り何ニ不足ナク我俣ニ募リハビコ
 リケル去レトモ嶋原ヨリ計鎮ムル事モ不罷
 成徒ツラニ月日ヲコソハ送りケル是マテハ
 肥前国嶋原表ノ事ナリ

耶蘇宗門制禁大全卷第二終

耶蘇宗門制禁大全卷第三

肥後国天草一揆与嶋原一揆成合事

- 一 天草ノ吉利支丹トモ十月廿六日頃ヨリ一揆
 ヲ發シ天草島ノ内大矢野村上津浦村下津浦
 村須子赤崎嶋子大浦合津今泉内野河内村杯
 ト云フ所ニ成合テ同月廿七日ヨリ一揆ノ色
 ヲ立ツ嶋原天草トモニ是皆益田四郎時貞カ
 勸メテ信仰セシムルニ依テ也

寺沢兵庫頭高忠家士富岡城代三宅藤兵衛
 嶋中之取鎮一揆事

- 一 天草ノ領主寺沢高忠（イニ堅高トアリ又高
 忠トモアリ）本城ハ肥前国唐津ニテ当嶋ニ
 ハ富岡ト云フ所ニ小城有リ城代三宅藤兵衛
 （征伐記ニ四鬼城ト書タルハ富岡ノ別名カ
 可考）其外番士代官等差添置タリ其頃兵庫
 頭ハ在江戸也然ルニ嶋中一揆ノ事右藤兵衛
 聞伝ヘ可鎮トテ十月廿九日大嶋子ト云フ所
 ヘ出張シ町山口村倉場村ト云所ニ宗門勸ム
 ル伴天連有リケルヲ一兩人搦捕則打チ捨タ
 リコ、ニシテ両村ハ鎮リヌ又宮司岳ト云村
 ヨリ伴天連一人宮野河内ヘ行所ヲ代官聞付
 男女三人搦捕火アフリニ行ヒケルケ様ニ稠
 シク取行ヒケル故村々一旦ハ鎮リケルト也
 然レトモ上津浦大矢野両村ノ一揆ハ弥タマ
 リケル

- 一 大矢野村渡辺小左衛門弟左太郎ハ益田四郎
 カ姉婢ナリ小左衛門ハ庄屋役相勤ケル故
 代官石原太郎左衛門所ヘ行テ上津浦大矢野
 村者トモ吉利支丹ニ立歸リケル由ヲ断リテ
 罷歸リケルカ直ニ船ニテ宇土郡船津浦ヘ令
 着船細川越中守忠利留守居ノ者トモヨリ代
 官仕置人等船津ヘ遣ハシ相改小左衛門並ニ
 四郎カ母以下悉ク搦捕ル

一 三宅藤兵衛ハ大嶋子ヨリ帰りケルカ早々唐津へ申シ遣シケルハ当表吉利支丹一揆ヲ発シ大嶋子ニテ令出張ケル間早速馳向ヒ少々相鎮メケレトモ上津浦大矢野千束雑々嶋柳之瀬戸辺一揆漸々ニ令蜂起此城ノ人数計ニテハ難退治為加勢組頭衆二組程差越レ候様ニト申シ遣シケル此使十一月二日卯刻ニ唐津へ參着ス兵庫頭留守居ヨリ岸田助大夫ト云者ヲ使ニテ翌三日寅ノ刻江戸へ註進ス其後何レモ評義シテ三宅方ヨリ二組ト申シ遣シケレトモ天草ハ大嶋ニ候ヘハ一揆弥増シ候モ難計依之四組遣シ可然由相談シ闖取ニテ岡嶋次郎右衛門同七郎左衛門沢木七郎兵衛原田伊与等四組ニテ上下千五百人同五日令出船ケル天草マテ海上四十八里冬ハ風吹日和是ナク漸ク同月十日天草富岡ノ城ニ到着ス

征伐記ニ曰五日ニ唐津出舟同八日ニ富岡ニ着船ストアリ同記ニ曰高来郡ノ者トモ誓詞ヲ四郎へ出シケレハ四郎玄齊ト治兵衛ヲ伴ヒ四十人余ヲ伴ヒ十一月上旬大江村へ立越諸人ニ向テ此節九州ノ諸大名悉ク在江戸也其上天下ノ主モ有トモ云無トモ云フ此節九ヶ国ノ内ハ働クヘシ一万二千ヲ二手ニ分ケ日見峠茂木峠ニ陣シ長崎へ使ヲ以テ不同意ノ者ハ焼討シソレヨリ熊本八代へ働キ入り重テ高来郡ヲ攻ント十一月中旬可打立用意也シカ唐津勢天草ニ来ルト聞テ直ニ天草へ赴クト也

嶋原之一揆等頼益田四郎於大將事

一 嶋原ノ一揆トモヨリ四郎ヲ大將ニセント頼遣ス四郎申シケルハ常々深志ノ者トモ見届置候ヘトモ弥誓詞出スヘキ由返答申スニ付諸方ノ吉利支丹皆々四郎カ下知ヲ守リ生死ヲ一途ニ可極ノ旨連判ノ誓詞ヲ以テ嶋原天草両所ノ一揆何レモ四郎ヲ大將トス近日天草へ唐津ヨリ加勢ノ人数差向候ハバ一働キセント勇ミ進ミケリ天草領四万石ノ内一万石余ノ郷民一揆ニ組スト也

鳥子本戸取合之事

一 十一月十一日(征伐記ニ曰十一月八日二本

戸へ出張ト云々)ノ朝富岡ノ城代唐津五組トモニ富岡ヨリ五里東本戸ニテ令出陣候富岡ハ嶋ノ内西北ノ隅ニテ居ナカラ一揆ヲ退治シ難シ嶋子ハ本戸迫門ヲ渡リ越へ上津浦下津浦ノ地続キナル故本戸ヨリハ四里隔リテ大嶋子小嶋子トテ兩村一揆ノ通路ナレハ唐津ノ勢ヲ手分シテ一揆ヲ可討取トテ四組ノ内一組ニ三宅藤右衛門(三宅藤兵衛子)案内ニテ大嶋子へ差向フ小嶋子へハ前ニ富岡ニ有合程ノ者トモ出張セシ処ニ唐津ニ相交リ富岡へ帰り城ヲ固メケル又一組ハ柄本ノ館ト申ス処ニ代官石原太左衛門罷有リシ故為加勢差遣シ残り一組ハ三宅藤兵衛指添フテ本戸ニ在陣セシム此内沢木七郎兵衛鉄炮ノ者トモ廿余人相添フテ張番ニ出ス偕天草嶋原両所ノ一揆都合一万二千人余茂木峠日頃峠ヲ指固メ延日長崎表へ可乱入ノ由談合スル処ニ唐津勢寄来リ本戸表在陣ノ由本望ノ事也トテ十一月十三日鳥原ノ一揆五六千人天草へ押渡リケル四郎悦ヒテ天草ノ一揆ハ山手ヨリ陸地ヲ押ヨセ嶋原ノ一揆ハ船ニテ押寄嶋子ヨリ本戸迄可切入ノヨシ相定之ヲ云々

征伐記ニ曰ク十一月八日本戸へ出張トアリ

一揆等押寄嶋子ニ取合之事

一 翌十四日卯刻一揆等海陸ヨリ嶋子へ押寄鉦太鼓ヲ打立喚呼テ責掛タリ当所ノ郷民トモ兼テ一揆ト心ヲ合置ケル故己々カ家ニ火ヲ掛テ切テ出ル唐津勢随分働クト雖トモ衆ヲ以テ寡ニ対シ難ク方便尽テ討死スル輩ニハ並河九兵衛林又右衛門同小十郎大野助右衛門小川儀右衛門等也其外歩卒足輕以下討死手負数多有之故味方悉ク退散セシメケル三宅藤右衛門北場ヲ切抜無比類相働キ残党ヲ引纏本戸エコンソハ引入タリ途中ニテ沢木七郎兵衛ニ往逢ヒケル藤右衛門申ケルハ一揆等夥數多勢ニテは彼ニ馳散テハ中々難防シ本戸エ引退備ヲ立テ可相戦ト云沢木不聞入鉄炮ノ者二十四人引連レ一面ニ押立一揆ヲ待請ケ相戦ケレトモ一揆等締トモセス味方

打負不叶シテ残兵ヲ引纏ヒ本戸エコソハ引ニケル又同日辰刻一揆等一万二千余人ヲ山手中通浜手船手四ツニ分本戸へ押寄タリ唐津富岡ノ人数粉骨ヲ尽スト雖トモ上下一千人余ノ小勢ニテ同日午刻悉ク敗軍城代三宅藤兵衛ヲ始メ佐々小左衛門川崎伊左衛門今井十兵衛佃八兵衛小栗左衛門細井源之丞已下討死其外大勢手負有之同日暮方富岡ノ城ニ引籠リケル

征伐記ニ曰所ノ郷民初ヨリ一揆エ一味スト雖モ手立ノ為ニ城中エ帰伏シ時節ヲ待テ一揆ヲ発スト云々

同記ニ曰ク三宅藤兵衛ハ明智光秀カ女ノ生所也父ハ同氏弥平次トテ坂本ニ籠城シテ居タリ乳母ノ児ヲ連テ退キ捨タリシハ瀬明神ノ神職捨ヒ取り明心寺ノ和尚ニツカハシ僧ニナシケルカ後ニ還俗シ寺沢家仕フ

一揆等富岡両度城責之事

一 富岡ノ城ハ三方ハ海ニテ一方ニ然モ難所アリ要害能キ城ナレハ一揆等此城ヲ責取根城ニ致サント思惟シ十一月十五日十六日本戸ヨリ富岡迄五里ノ間放火シ村々ニ於テ切支丹ニ組セサルヲハ即時ニ打殺シケル間大形手ニ属ス同十八日^{モト}本志岐ト云フ所ヲ焼払ヒコ、ニ陣ヲ取ル富岡城ニハ三宅藤左衛門岡嶋次郎左衛門同七郎左衛門原田伊与大竹加兵衛稲田平右衛門浅井ト庵並河太左衛門沢木七郎兵衛嶋田十良左衛門並河右京古橋少助石河利兵衛福永長助古川伝右衛門田伏次左衛門山原作右衛門塩田市右衛門足軽大将岡善左衛門岡枝清左衛門柴田弥五兵衛小笠原齐之助等籠ル三宅原田岡嶋諸事令下知一揆等本志岐ニテ勢揃同十八日夜中富岡ノ城ニ多勢ヲ

征伐記ニ曰一揆郷民一万余ヲ五ツニ分ル云々

以テ翌十九日未明ヨリ城ヲ責ケレトモ城中ヨリ鉄炮ヲ稠シク打出シケルニ一揆等二百余人討殺サル然レトモ猶烈シク攻掛ルヲ又鉄炮ヲツルヘ打ニツト放ツ又一揆等百余

人討レ右往左往スル処エ水ノ手口ヨリ沢木七郎兵衛一組十人斗一同二鎗ニテ突出追崩シケルニ一揆等悉ク敗散シテ本志岐エ引退ク城兵ニモ岡原彦兵衛上月八助討死ス此外手負討死少々有之ステ一揆等打負無念ニ思ヒ又々一兩日ノ内ニ多勢ヲ以テ可責ノ由札ヲ立ケル間城兵モ用心セシメ待居ケル同廿二日曉一万余人ヲ以テ富岡ノ城二三ノ丸ニテ責入ケレトモ城兵鉄炮ヲ揃エ稠シク打立一揆方ノ大将分上総村三郎兵衛嶋原ミケルト云フ者兩人討殺シケル間一揆又敗北シ嶋原一揆ハ舟ニテ引退キ天草一揆ハ陸路ヲ大矢野上津村迄引退ク其外村々エ引籠リケル

征伐記ニ曰一揆等一万二千ノ人数ニテ攻ト云々此時岡原討死ス一揆方三百人ニ及ヒ討死ス肥後国主細川忠奥ノ家人相木庄兵衛使トシテ天草ノ様子ヲ聞ニ小船ニテ往ク処ニ凶徒等ニ出合タルト云証文ヲ凶徒等ヨリ取帰ル此事天草落居以後林丹波守牧野伝蔵聞伝ヘテ庄兵衛ヲ呼出シ神妙ノ由褒美之云々

一 其外天草領ノ者トモハ人質ヲ出シ富岡エ帰伏可仕由申候得トモ城中ニテ心許ナク差免シカタク曾木取合依之達テ佗言仕リケレハ左候ハ、本志木ノ陣屋ヲ焼払ヒ色ヲ立候エト申ツカハスニ依テ忽チ本志岐ヲ焼払ヒ糠菜野菜等ヲ運入富岡エ令一味ケル因茲同廿四日ヨリハ城兵安堵ス其後天草中ノ端々ニテ一揆ヲ起セシ者ヲ人質取固大形相鎮メケレトモ無勢故一揆退治迄ニハ不及シテ籠城ニテ日ヲ送ル計也

富岡城中持口之事

本丸ニハ 富岡ノ士廿一人浪人十三人岡善左衛門預リ鉄炮廿挺侍自分ノ所持七十挺合テ九十挺ニテ持

二丸ニハ 稲葉四郎左衛門古川九市郎松本安右衛門美濃部五良右衛門西川弥次右衛門山本才三郎戸田加左衛門松崎朴庵等以上八人鉄炮預リ並河太左衛門山田孫太夫嶋田十郎左衛門鉄炮六十挺ニテ持ツ

二丸ヨリ 三宅藤兵衛屋敷ノ間北ノ堀下ハ沢木七郎兵衛一組柴田弥五兵衛預り鉄炮廿挺ニテ持ツ南ノ堀下ハ岡嶋次郎左衛門一組同苗七郎左衛門組ヲ加ヒ小笠原斉宮預り鉄炮廿挺ニテ持ツ右藤兵衛屋敷ハ三宅藤右衛門同新兵衛吉田庄之助石川理右衛門中村善藏吉田六右衛門蔭山源左衛門以上七人榊本五郎左衛門渡辺与次右衛門二人鉄炮預り四十挺各自分ノ鉄炮四十挺合テ八十挺ニテ持ツ

一揆寄来ル時突出ル輩附十四日夕ヨリ廿二日迄籠城之面々之事

- 一 追手ヨリ津田五郎八古橋権太夫呼子平右衛門原田主馬助大草新介原田伊与共二六人
- 一 水手ヨリ沢木七郎兵衛岡原七郎兵衛上月八助古川伝右衛門古川九市郎塩田市右衛門塩田半之丞井上覚右衛門福永六郎左衛門野藤助之進松本七左衛門山口清右衛門山原佐右衛門川岸儀右衛門早船頭片山彦右衛門以上十五人
- 一 三宅藤兵衛討死ノ後十四日ノ晩ヨリ廿二日迄籠城ノ面々ニハ侍大将原田伊与使番呼子平右衛門津田五郎八古橋権太夫大草新助大竹加兵衛物頭柳本五郎左衛門島田十良左衛門並河太左衛門柴田弥五兵衛関善左衛門渡部与次右衛門山田弥太夫小笠原斉宮原田庄馬原田又助組頭三宅藤右衛門此組ニハ蔭山源左衛門山本才三郎松本安右衛門中村善藏西川弥次右衛門吉田六右衛門石川理左衛門等也組頭岡嶋治郎左衛門此組下古橋源左衛門岡野半太夫大津一郎左衛門松村伊右衛門岡原彦兵衛 (是ハ討死) 戸田覚右衛門鳥飼所右衛門等也組頭岡嶋七郎左衛門組下ニハ古川伝左衛門益田市右衛門中川才左衛門同半之充美濃部五郎右衛門井上覚右衛門柴山

三郎松崎朴庵三宅加右衛門廣瀬七兵衛同新兵衛大屋九右衛門徳賀孫藏川岸儀右衛門同七左衛門田代加左衛門川添茂右衛門戸田加左衛門田伏治左衛門同市右衛門九里加兵衛大月六右衛門沢木七郎兵衛能勢弥治兵衛稲葉四郎左衛門草場甚兵衛大月善右衛門福永六庄衛門同長助山原佐右衛門野藤助之進上月八助 (是ハ討死) 徳賀一郎左衛門田代七郎兵衛在満治右衛門同清五衛門大月九郎左衛門医師林休意等也富岡組外レ九里六左衛門津田与左衛門古橋少助九里吉右衛門浪人ニハ広田左近草羽七右衛門川添伝蔵津田又右衛門中村弥八郎横田三蔵桂善左衛門嶋田与治右衛門大塚七右衛門山伏伝意同伝生等也扶持奉行松本七左衛門村瀬善兵衛都合侍分九十一人也右ノ外籠城不仕狭間扉ト沙汰シ逃失シ面々ニハ関右京 (知行千石是ハ木戸ニテ手負探手ト申タテ長崎エ参ル) 沢木儀左衛門 (五百石) 国技清左衛門 (五百石) 安井仁左衛門 (二百石) 蔭山甚左衛門 (二百石) 青木勘右衛門 (無足) 蔭山与三右衛門 (無足) 中嶋与左衛門 (七百石是ハ川内浦ノ古城預り居候処他領エ出奔) 以上征伐記ニ曰ク十一月廿二日一揆等天草表敗走シ後又海上船百艘計リ乗出ス陸ヨリモ大勢富岡ノ前ニテ海陸ノ一揆トモ鎗鉄炮ニテ拒戦フ城兵是ヲ見テ一揆仲カ間ワレヨト心得突出ントス原田伊与制シテ曰ク是ハ城兵ヲ偽引出スヘキ方便也鉄炮ノ音葉計ト聞覚シタリトテ押止ム一揆等謀戦ノ術頭レタリトヤ思ヒケン海陸一所ニナリ嶋原本丸西ノ尾ツツキ山ニ取籠リケル是ヨリコ、ヲ天草丸ト名付後ニ黒田右衛門佐仕寄口也

〔未完〕